

重要事項説明書

北斗園 デイサービスセンター



利用者名 _____

社会福祉法人 容山会

北斗園 デイサービスセンター 重要事項説明書

1. 事業の目的と運営方針

要介護状態にある方に対し、適正な通所介護を提供することにより要介護状態の維持・改善を目的とし、目標を設定して計画的にサービスを提供します。

また、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスと連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

2. 事業者の内容

(1) 提供できるサービスの地域

事業所名	北斗園 デイサービスセンター
指定番号	4771100015号
所在地	沖縄県国頭郡国頭村字辺土名1692番地
管理者の氏名	屋良 稔
電話番号	0980-41-2239
FAX番号	0980-41-5995
サービスを提供する地域	国頭村、大宜味村

(2) 事業所の職員体制

職種	従事するサービス種類、業務	人員
管理者	業務の一元化	1名
生活相談員	生活相談及び指導	3名 (常勤1名・兼務2名)
看護師	心身の健康管理、口腔衛生と機能のチェック及び指導、保健衛生管理	2名 (常勤1名・兼務1名)
介護職員	介護業務	7名 (常勤5名・兼務2名)
機能訓練指導員	身体機能の向上、健康維持のための指導	3名 (常勤1名・兼務1名 非常勤専従1名)

(3) 設備の概要

○食堂 1室

利用者の全員が利用できる十分な広さを備えた食堂を設け、利用者の全員が利用できるテーブル・いす・箸や食器類などの備品類を備えます。

○機能訓練室 1室

利用者が利用できる十分な広さを持つ機能訓練室を設け、目的に応じた機能訓練器具等を備えます。

○その他の設備

設備としてその他に、相談室・事務室等を設けます。

(4) 定員及び営業時間帯

	定員	営業時間帯	サービス提供時間
月曜日～土曜日	32名	8時30分～17時30分	9時30分～16時40分

3. サービスの内容

(1) 送迎

- ① 送迎車により、事業所と自宅との間を行います。
- ② 通常の営業時間の利用の方を送迎します。

(2) 食事

利用者に合った食事を提供します。

(3) 入浴

見守りや直接介助により、入浴を提供します。

(4) 機能訓練

機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員が協同して個別機能訓練計画書を作成し、計画的に機能訓練を行い、日常生活動作の維持及び低下の防止に努めます。

(5) 生活相談

事業者の従業者はもとより、関係機関等と連絡調整し生活の向上を目指します。

(6) レクリエーション

- ① 併設施設において実施される行事等に参加することができます。
- ② 行事によっては、別途参加料がかかるものもあります。

(7) 排泄

随時、排泄介助をいたします。(オムツ利用の方はオムツを持参下さい)

4. 利用料金

厚生労働大臣が定める基準によるものであり、当該通所介護が法定代理受領サービスであるときは、介護保険法による介護報酬の告示上の額として設定します。

□介護報酬告示額

(1) 基本料金 (1日当たり)

介護度	時 間	利用料金	利用者負担	
			1割	2割
要介護1	3時間以上4時間未満	3,700 円	370 円	740 円
	4時間以上5時間未満	3,880 円	388 円	776 円
	5時間以上6時間未満	5,700 円	570 円	1,140 円
	6時間以上7時間未満	5,840 円	584 円	1,168 円
	7時間以上8時間未満	6,580 円	658 円	1,316 円
	8時間以上9時間未満	6,690 円	669 円	1,338 円
要介護2	3時間以上4時間未満	4,230 円	423 円	846 円
	4時間以上5時間未満	4,440 円	444 円	888 円
	5時間以上6時間未満	6,730 円	673 円	1346 円
	6時間以上7時間未満	6,890 円	689 円	1,378 円
	7時間以上8時間未満	7,770 円	777 円	1554 円
	8時間以上9時間未満	7,910 円	791 円	1,582 円
要介護3	3時間以上4時間未満	4,790 円	479 円	958 円
	4時間以上5時間未満	5,020 円	502 円	1,040 円
	5時間以上6時間未満	7,770 円	777 円	1,554 円
	6時間以上7時間未満	7,960 円	796 円	1,592 円
	7時間以上8時間未満	9,000 円	900 円	1,800 円
	8時間以上9時間未満	9,150 円	915 円	1,830 円
要介護4	3時間以上4時間未満	5,330 円	533 円	1,066 円
	4時間以上5時間未満	5,600 円	560 円	11,120 円
	5時間以上6時間未満	8,800 円	880 円	1,760 円
	6時間以上7時間未満	9,010 円	901 円	1,802 円
	7時間以上8時間未満	10,230 円	1,023 円	2,046 円
	8時間以上9時間未満	10,410 円	1,041 円	2,082 円
要介護5	3時間以上4時間未満	5,880 円	588 円	1,176 円
	4時間以上5時間未満	6,170 円	617 円	1,234 円
	5時間以上6時間未満	9,840 円	984 円	1,968 円
	6時間以上7時間未満	10,080 円	1,008 円	2,016 円
	7時間以上8時間未満	11,480 円	1,148 円	2,296 円
	8時間以上9時間未満	11,680 円	1,168 円	2,336 円

(2) 加算料金等 (1日当たり)

加 算	利用料	利用者負担	
		1 割	2 割
入浴加算(Ⅰ)	400 円	40 円	80 円
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	180 円	18 円	36 円
個別機能訓練加算(Ⅰ)イ	560 円	56 円	112 円
個別機能訓練加算(Ⅰ)ロ	760 円	75 円	152 円
個別機能訓練加算(Ⅱ)/月	200 円	20 円	40 円
科学的介護推進体制加算/月	400 円	40 円	80 円
若年性認知症利用者受入加算	600 円	60 円	120 円
ADL維持等加算(Ⅰ)/月	300 円	30 円	60 円
介護職員処遇改善加算(Ⅱ)		所定単位数に9%を乗じた単位数	

※交付された介護保険負担割合証に基づいて請求致します。

□ その他の費用

- (1) 食事の提供に要する費用 500円
(2) おむつ代 実費相当額

5. サービス利用に当たっての留意事項

- ①利用者又はその家族は、体調の変化があった際には事業所の職員にご一報ください。
- ②利用者は、事業所内の機械及び器具を利用される際、必ず職員に声をかけてください。
- ③事業所内での金銭及び食物等のやりとりは、ご遠慮ください。
- ④職員に対する贈物や飲食のもてなしは、お受けできません。
- ⑤お弁当の持込はご希望により応じておりますが、持ち込まれた弁当等の管理や衛生面、及びこれに関わる事故（食中毒等）につきましては、責任を負いかねますのでご了承ください。

6. 非常災害対策

事業者は、非常災害その他緊急の事態に備え、必要な設備を備えるとともに、常に関係機関と連絡を密にし、とるべき措置についてあらかじめ防災計画を作成し、防災計画に基づき、年2回利用者及び職員等の訓練を行います。

7. 緊急時の対応

サービス提供時に利用者の病状が急変した場合、その他必要な場合は、速やかに主治医や協力医療機関への連絡等必要な措置を講じます。

8. 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合には、ご家族、市町村、関係医療機関への連絡を

を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います。

9. 守秘義務に関する対策

事業者及び職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保守します。

また、退職後においてもこれらの秘密を保守すべき旨を、職員との雇用契約の内容としてしています。

10. 利用者の尊厳

利用者の人権・プライバシー保護のため業務マニュアルを作成し、職員教育を行います。

11. 身体拘束の禁止

原則として、利用者の自由を制限するような身体拘束を行わないことを約束します。

ただし、緊急やむを得ない理由により拘束をせざるを得ない場合には事前に利用者及びその家族へ十分な説明をし、同意を得るとともに、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します。

12. 虐待防止

利用者の人権擁護、虐待防止等の観点から、虐待の発生または再発防止するため、責任者の選定を行い、指針やマニュアルの整備を行うとともに、職員に対して研修を行います。

13. 感染症及びまん延防止

感染症の予防及びまん延防止のため、委員会の開催、指針やマニュアルの整備を行うとともに、職員に対して研修を行います

14. 業務継続計画

感染症や非常災害の発生時において、業務を継続的に実施、再開するための計画を策定し、必要な研修及び訓練を定期的に行うなどの措置を講じます。

15. ハラスメント対策

事業者は、ハラスメントの対策に関する事業者の責務を踏まえつつ、ハラスメント対策のため、指針の周知・啓発、相談体制の整備などの措置を講じます。

16. 苦情相談窓口

※サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応します。

ご利用相談室 窓口担当者:屋良 稔 (管理者兼生活相談員)

ご利用時間:月～土曜日 08時30分～17時30分

ご利用方法 電話 0980-41-2239

※公的機関においても、次の機関において苦情申し出ができます。

〒 905-1495 沖縄県国頭村字辺土名121 番地

国頭村役場福祉課

電話 0980-41-2765 FAX 0980-41-2914

受付時間: 8:30~17:15 (土日、祝祭日、慰霊の日、12/29~1/3 日を除く)

〒 904-0398 沖縄県中頭郡読谷村比謝町55番地

沖縄県介護保険広域連合 計画推進課 指導係

電話 098-911-7502

受付時間: 8:30~17:15(土日、祝祭日、慰霊の日、12/29~1/3 を除く)

〒 903-8603 沖縄県那覇市首里石嶺町4-373-1

沖縄県福祉サービス運営適正化委員会

電話 098-882-5704 FAX 098-882-5714

受付時間: 9:00~17:00 (土日、祝祭日、12/29~1/3 を除く)

〒 900-8559 沖縄県那覇市西3丁目14番18号 (国保会館)

沖縄県国民健康保険団体連合会

電話 098-860-9026 (FAX兼用)

受付時間: 8:30~17:00 (土日、祝祭日、12/29~1/3日を除く)

※苦情処理第三者委員

氏名 宮城樹正 住所 国頭村字辺土名88番地 電話 0980-41-5035

氏名 大城正和 住所 国頭村字辺土名 2019-1 電話 090-3794-8790

公平中立な立場で、苦情受けつけ相談にのっていただける委員です

17. 緊急時の対応

サービス提供中に、利用者に急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに主治医へ連絡を行います。

主治医の 連絡先	主治医氏名	
	所属医療機関の名称	
	所在地	
	電話番号	
緊急連絡先	氏名(間柄)	
	住所	
	電話番号(1)	
	電話番号(2)	

18. 損害賠償について

当施設において、施設の責任により利用者に生じた損害については、施設は、速やかにその損害を賠償します。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、損害の発生について、利用者に故意又は過失が認められた場合には、利用者の置かれた心身の状況等を斟酌して減額するのが相当と認められた場合には、施設の損害賠償責任を減じさせていただきます。

19. 重要事項の変更について

介護保険において重要説明書の内容に変更が生じた際は、変更部分の内容を示す文書の交付を以て同意を得ることとします。

令和 年 月 日

事業者は、利用者へのサービス提供開始にあたり上記のとおり重要な事項を説明しました。

<事業者>

所在地 沖縄県国頭郡国頭村字辺土名1692番地

事業所名 北斗園デイサービスセンター(指定番号 4771100015)

管理者 屋良 稔 説明者 _____

私は、事業者より本書面により、重要事項説明を受け同意しました。

また、この文書が契約書の別紙(一部)となることについても同意します。

<利用者>

住 所 _____

氏 名 _____

<利用者代理人>

住 所 _____

氏 名 _____ (続柄 _____)